三　構造計算適合性判定の結果

四　構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日その他都道府県知事が必要と認める事項

3　申請書等又は前項に規定する事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ都道府県において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて申請書等の保存又は第一項に規定する台帳への記載に代えることができる。

4　第一項に規定する台帳（申請書等を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

5　申請書等（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、法第六条の三第四項又は法第十八条第七項の規定による通知書の交付の日から起算して十五年間保存しなければならない。

第七条第一項中「よつて」を「より」に、「職員の」を「職員が」に改め、同条第二項中「よつて建築監視員の」を「より建築監視員が」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第十五条の二第二項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定により国土交通省の職員が携帯する身分証明書の様式は、別記第三十九号の二様式による。

第八条の二第三項及び第四項を削り、同条第二項中「第五項から第七項」を「第三項から第五項」に、「第十八条第十一項及び第十二項」を「第十八条第十三項及び第十四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第一条の四の規定は、法第十八条第二項の規定による通知を受けた場合について準用する。

第八条の二第五項中「第二条第四項」を「第二条第二項」に、「第十八条第十一項」を「第十八条第十三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第十六項の表第一条の三第八項第一号の項中「第一条の三第八項第一号」を「第一条の三第八項」に改め、同表第二条第五項の項中「第二条第五項」を「第二条第三項」に改め、同表第二条第六項の項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同表第二条の七項の項中「第二条第七項」を「第二条の二第五項」に改め、同表第二条の二第五項第一号の項中「第二条の二第五項第一号」を「第二条の二第七項」に改め、同表第三条第七項第一号の項中「第三条第七項第一号」を「第三条第七項」に改め、同項の次に次のように加える。

第三条の七第一項第一号	別記第四十二号の二様式
第三条の七第三項	別記第四十二号の三様式
第三条の九第一項第一号	別記第四十二号の四様式
第三条の九第一項第二号	別記第四十二号の五様式
第三条の九第三項	別記第四十二号の六様式
第三条の九第四項	別記第四十二号の七様式
第三条の十一第一項第一号	別記第四十二号の八様式
第三条の十一第一項第二号	別記第四十二号の九様式
第三条の十一第三項	別記第四十二号の十様式
第三条の十一第四項	別記第四十二号の十一様式
第三条の七第一項第一号	別記第十八号の二様式
第三条の七第三項	別記第十八号の三様式
第三条の九第一項第一号	別記第十八号の四様式
第三条の九第一項第二号	別記第十八号の五様式
第三条の九第三項	別記第十八号の六様式
第三条の九第四項	別記第十八号の七様式
第三条の十一第一項第一号	別記第十八号の八様式
第三条の十一第一項第二号	別記第十八号の九様式
第三条の十一第三項	別記第十八号の十様式
第三条の十一第四項	別記第十八号の十一様式

第八条の二第十六項の表第四条の十六第三項の項中「第四条の十六第三項」を「第四条の十六第二項」に改め、同表第四条の十六第四項の項中「第四条の十六第四項」を「第四条の十六第五項」に、「別記第三十六号様式」を「別記第三十五号の二様式」に改め、同条第十六項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号又は第二号」に、「承認」を「認定」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十一項中「第十八条第十六項」を「第十八条第十八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第九項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第六項とし、同項の次に次の六項を加える。

7　第三条の七（第三条の十において準用する場合を含む。第二十一項において同じ。）の規定は、法第十八条第四項の規定による通知について準用する。

8　第三条の八（第三条の十において準用する場合を含む。第二十一項において同じ。）の規定は、法第十八条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。

9　第三条の九第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十八条第七項から第九項までの規定による通知書の交付について準用する。

10　第三条の九第二項の規定は、法第十八条第八項の国土交通省令で定める場合について準用する。

11　第三条の十一の規定は、法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第七項から第九項までの規定による通知書の交付について準用する。

12　第三条の十二の規定は、法第十八条第十項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。

第十条の四第一項中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改める。

第十条の四の二第一項中「又は令第百三十一条の二第二項若しくは第三項」を「、令第百三十一条の二第二項若しくは第三項又は令第百三十七条の十六第二号」に改める。

第十条の五の二第一項第四号中「第六十八条の二十六第一項」を「第六十八条の二十五第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）」に改め、「単に」を削り、「という。）」の下に「又は法第三十八条（法第六十七条の二、法第六十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「特殊構造方法等認定」という。）」を加える。

第十条の五中「第六十八の二十三第一項」を「第六十八の二十二第一項」に改める。

第十条の五の六、第十条の五の八及び第十条の五の十から第十条の五の十四までの規定中「第六十八の二十三第二項」を「第六十八の二十二第二項」に改める。

第十条の五の十六第一項中「第六十八の二十三第二項」を「第六十八の二十二第二項」に改め、同項第一号中「第十八条第十五項若しくは第十八項」を「第十八条第十七項若しくは第二十項」に改める。

第十条の五の十七中「第六十八の二十二第一項」を「第六十八の二十一第一項」に、「第六十八の二十四第一項」を「第六十八の二十三第一項」に改める。

第十条の五の十八、第十条の五の十九及び第十条の五の二十第二項中「検査」の下に「又は試験」を加える。